

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

北九州市立 高須中 学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、人権にかかわる重要な問題である。

本校は、生徒一人一人の人権を守り尊厳を保持する目的の下、国・市・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（定義）

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

法第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

Ⅰ いじめに対する基本姿勢

本校においては、法の定義に則り、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

（Ⅰ）自校の課題

- ・ スマートフォン等の普及により、コミュニケーション能力が低く、対人関係のトラブルが多発している。また、他人の状況や思いに配慮した行動をとることが苦手である。
- ・ 規範意識が低く、我慢強さも足りない。

（学校及び学校の教職員の責務）

法第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所等その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) 学校としての役割

- ① いじめに対する正しい認識について共通理解を図り、全教職員で組織的にいじめの早期発見・早期対応に努める。
- ② 日頃から生徒を見守り、適宜声掛けを行う。また、教育相談活動の充実を図り、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図る。
- ③ 家庭、地域、関係機関との連携に努める。
- ④ 「いじめ防止強化月間」での効果的な取組の強化を図る。
- ⑤ いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用し、平時からの備えを徹底する。

(3) 教職員としての役割

- ① 日常的な関わりを通して各生徒の理解に努める。
- ② 教育活動全体を通じて行ういじめの未然防止教育を通して、いじめを許さない風土の醸成を図り、安心して過ごせる学校、学級づくりに努める。
- ③ 不安や悩みを受容する姿勢を示す等、生徒の内面を支援する。
- ④ いじめに対して迅速かつ継続的に対応し、いじめを受けた生徒を最後まで守る。
- ⑤ 教職員間で組織的な連携を図り、組織としていじめ問題に対応する。

(4) 保護者としての役割

(保護者の責務)

法第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- ① 学校は、家庭と連携しながら、思いやりや規範意識を育む指導の充実を図る。
- ② 学校は、気になる様子等について、保護者と情報共有を図り、早期対応に努める。
- ③ 学校は、保護者に対して学校の取組等を適切に伝え、理解と協力を得ながら取組を進める。

2 いじめの未然防止のための措置

- ① 校内研修や教育委員会研修等の機会を通じて、教職員間でいじめについての共通理解を図る。
- ② 道徳教育や人権教育の充実を図り、いじめに向かわない態度・能力を身に付けさせる。
- ③ 分かりやすい授業づくりや温かい集団づくりを通して、生徒が安心して過ごせる環境を整える。
- ④ 教育活動全体を通じて生徒自らが活躍できる場を設定する等、生徒の自己有用感や自己肯定感の育成に努める。
- ⑤ 「中学校区ミーティング」等の機会を捉え、生徒がいじめについて主体的に考える機会を設定する。

3 いじめの早期発見のための措置

- ① 年3回以上「いじめに関するアンケート」（1回は全市一斉アンケート）を実施する。
- ② 定期的に教育相談を実施する等、教育相談体制の構築を図る。
- ③ 「心の健康観察」を実施し、生徒の心の不調の把握に努める。
- ④ 「北九州市SNS悩み相談」や「24時間子ども相談ホットライン」等の相談窓口を周知する等、相談体制の構築を図る。

4 いじめに対する措置

- ① いじめを発見もしくはいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、組織で対応する。
- ② いじめを受けた生徒の気持ちに寄り添い、安全と安心を最優先に確保し、いじめを受けた生徒又はその保護者への支援を行う。
- ③ いじめを行った生徒の保護者にも協力を求め、当該保護者と連携しながら、生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- ④ 認知したいじめについては、適切な対応を行った後、いじめに係る行為が止んでいる状態が一定期間継続していること及び被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを含め、継続的に確認する。
- ⑤ 情報モラル教育を推進するとともに、インターネットを介したいじめの早期発見及び適切な対応を図る。

(いじめに対する措置) いじめ防止対策推進法23条フロー

生徒がいじめを受けていると思われるとき

いじめの事実の有無を確認

検討結果を教育委員会に報告

いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒双方から丁寧に話を聞き、「いじめの定義」にあてはまるかを確認する。

いじめがあったことが確認された場合

- いじめをやめさせる。
 - 再発防止をするため、複数の教職員によって、SC、SSW等の専門的な知識を有する者の協力を得つつ、
 - ① いじめを受けた生徒等又はその保護者に対する支援
 - ② いじめを行った生徒等に対する指導又はその保護者に対する助言①②を継続的に行う。
- ※ 必要があると認めるときは、いじめを行った生徒等を、いじめを受けた生徒等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる。

上記①②を行うにあたっては、保護者間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を保護者と共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものは所轄の警察署と連携して対処する。
- 生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

生徒に関すること		教職員に関すること	
期日	活動内容	期日	活動内容
【前期】			
4月	始業式・入学式 学校いじめ防止基本方針について説明 道徳（いじめ問題に関する取組）	4月	職員会議（生徒理解研修①）
5月	学校生活に関するアンケート（いじめを含む）	5月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・いじめ問題に関する研修（生徒理解研修②）
6月	教育相談①	6月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・いじめ問題に関する研修
7月	保護者懇談会①	7月	職員会議・いじめ問題に関する研修（前期前半の取組みの点検、評価、9月いじめ防止強化月間取組の確認等）
8月	ネットいじめ防止フォーラム		
9月	いじめ防止強化月間 全市一斉アンケート・面談 学級活動（いじめ問題に関する取組）		
【後期】			
10月	学校生活に関するアンケート（いじめを含む） 教育相談②	11月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・校内研修（アンケート結果を基にした取組の確認等）
12月	保護者懇談会②	12月	職員会議（取組の点検・評価等）
1月	いじめに関するアンケート		
2月	教育相談③	2月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・校内研修（アンケート結果を基にした取組の確認等）
		3月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・職員会議（1年間の取組の点検・評価、生徒理解等）

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ問題対策委員会

(学校におけるいじめ防止対策のための組織)

法第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容確認
 - ・ 基本方針に基づく年間計画の作成・実行、校内研修の企画・実施
 - ・ いじめの相談・通報の窓口、情報の収集・整理・記録
 - ・ いじめの疑いに関する情報があった場合、緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定、保護者との連携
 - ・ いじめの認知
 - ・ 基本方針の点検、チェックリストの点検、いじめ対策の取組の効果をPDCAサイクルで検証
 - ・ いじめ重大事態の調査が学校主体の場合の調査組織の母体
- ※ SC・SSW等、常に会議に参加できない委員には、会議録等を活用し、情報共有を行う

② 校内いじめ問題対策委員会

- 校長 ○ 教頭 ○ 教務主任 ○ 生徒指導主事 ○ 各学年生徒指導担当
○ 養護教諭 ○ 各学年主任 ○ スクールカウンセラー

※ 校内いじめ問題対策委員会は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長のほか、委員の半数以上の出席により定期的に開催する。ただし、緊急の対応が必要な場合は、校長の判断により、半数以上の出席がなくても臨時に開催することができる。

欠席した委員に対しては、会議の議事録を共有するものとする。また、外部関係者が欠席した場合は、必要に応じて専門的観点からの意見を後日聴取するものとする。また、会議録には、開催期日、出席者、課題及び審議内容を記載するものとする。

③ 校内いじめ問題対策委員会活動計画

※ 定例会は少なくとも月に1回以上行う

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・ 生徒の生命や心身に重大な危険を生じられるおそれがある場合
- ・ 被害生徒の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 生徒や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動を繰り返す生徒の処遇や、家庭環境に配慮を要する生徒の対応に関する場合
- ・ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会に報告する。
- ・ 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後にまかせっきりになったりしないようにする。
- ・ 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、保護者が学校や教職員に不信感を生まないように配慮する。

7 重大事態とは

（重大事態の定義）

法第二十八条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ重大事態への対応

- ① いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）に準じた対応を行う。